

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局  
就労移行支援（養成施設）理療教育学校関係者評価委員会設置要綱

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局で実施する就労移行支援（養成施設）理療教育（以下「理療教育」という。）における学校教育法等に基づく学校関係者評価に関する委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

（設置の目的）

第1条 理療教育の職員とその関係者らが理解を深め合うことによって、学校評価（自己評価）（以下「自己評価」という。）の客観性や透明性を高めるとともに、理療教育のサービス向上を図ることを目的にこの委員会を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「理療教育の関係者」とは、理療教育の職員を除き、次に掲げる者をいう。

- 一 理療教育利用者の家族
- 二 理療教育の卒業生
- 三 地域のあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう関係者
- 四 地域の学校関係者（国立障害者リハビリテーションセンター学院の職員を含む。）
- 五 地域住民
- 六 その他、教育・医療等に関する有識者

（委員の選任及び委嘱等）

第3条 委員会は、前条各号に掲げる理療教育の関係者3名以上をもって構成し、委員は、自立支援局長が選任し委嘱する。

2 委員の委嘱期間は、原則として1期2年とし、再任を妨げない。ただし、前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の遵守事項）

第4条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この守秘義務は退任後も同様とする。

（委員の解任）

第5条 委員に次の事由が生じた場合、自立支援局長は、当該委員を解任することができる。

- 一 健康上の理由等により、その職務の遂行に支障が認められる場合
- 二 守秘義務違反等、理療教育の信用を損なう行為が認められる場合
- 三 その他、理療教育の運営に重大な支障を生じさせるような行為が認められる場合

(委員会の運営)

第6条 委員会は、原則として年1回開催するものとし、年度当初の適当な時期に速やかに開催する。

- 1 委員会に委員長を置き、委員会の代表として運営をつかさどる。
- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長に事故あるときは、代理の委員がその職務を代行する。

(委員会の検討事項)

第7条 委員会は、理療教育において前年度末に実施した自己評価の結果を踏まえ、それぞれの立場から評価と意見交換等を行い、必要に応じて諸課題の整理と対策案の検討を行う。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(検討結果の活用)

第9条 委員会は、検討結果を自立支援局長に報告する。

- 2 理療教育課及び教務課は、委員会の検討結果を踏まえ、以降の理療教育の質の維持・向上に活かすための検討を行い、必要な措置を講じるように努めなければならない。
- 3 前各項の検討結果は、ホームページに掲載し公表する。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、教務統括官が行う。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は自立支援局長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。